

嘱託（定年退職者再雇用）規程

株式会社エムエムインターナショナル

嘱託（定年退職者再雇用）規程

第1条（目的）

この規程は正社員が定年退職を迎えたあとに、再度、会社が雇用する者について基本的な事項を定め、定年退職者の能力の有効活用と生活の安定を図ることを目的とするものである。

第2条（嘱託・定年退職者再雇用の定義）

この規程において、使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職者： 就業規則第51条（定年退職）の規定により定年退職した者をいう
- (2) 再雇用： 会社が定年退職者を雇用することをいう
- (3) 再雇用者： 前号に関する規程を適用される者をいう
尚、パート社員は嘱託（定年退職者再雇用）には該当しない。

第3条（嘱託・定年退職者再雇用の対象基準）

定年退職時に再雇用を自ら希望し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一定の分野で業務経験を有していること
- (2) 過去1年間の出勤率が90%以上の者
- (3) 健康状態が良好で業務に耐えうることができる者。但し、会社から医師の証明（診断書）の提出を求める場合がある。

第4条（嘱託・定年退職者再雇用の申請手続）

- (1) 嘱託（定年退職者再雇用）を希望する者は、定年退職日の3ヵ月前までに再雇用申請書を会社に提出しなければならない。
- (2) 会社は再雇用の可否を定年退職2ヵ月前までに再雇用希望者へ通知する。

第5条（業務）

業務については個別に定めるものとする。

第6条（社員区分）

社員区分は嘱託契約社員とする。

第7条（雇用契約期間）

- (1) 嘱託（定年退職者再雇用）の契約期間は、定めがあるものとし、1年以内とし

て個別に定める。

- (2) 契約更新する場合は、最長 65 歳の誕生日の属する給与計算期間の末日までとする。但し、会社が必要と認めた場合はその限りではない。

第 8 条（賃金）

再雇用者の賃金は、会社の支払い能力、本人の能力、成果、職責、地域の賃金相場、業務内容、出勤日数、労働時間等を勘案し個別に決定するものとする。

- (1) 職務及び職位相当を加味し会社が決定する。
(2) 定年到達時年収とは、定年到達 6 カ月の基準内賃金の平均 12 カ月分に直近の夏季・冬季賞与を含めたものとする。

第 9 条（労働時間）

1 日及び 1 週の労働時間は、業務の必要性により、個別に決定する。

第 10 条（退職の申出）

自己都合によって契約期間の途中で退職することを希望するときは、30 日前までに会社に申出なければならない。

第 11 条（非更改の通知）

会社は、雇用期間満了時に次期の契約を更改しない場合は、契約満了時の 30 日前までにその旨を本人に通知する。

附則

- ・本規程の所管部は管理部とする。
- ・本規程は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。
平成 29 年 3 月 15 日から改定する。
令和 4 年 7 月 26 日から改訂する。